

岩手県告示第709号

令和2年10月30日付け岩手県報第12037号掲載保安林の指定施業要件の変更（令和2年岩手県告示第673号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和2年11月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 宮古市川内第2地割95の1

(2) 所在が不明である通知の相手方 熊谷彰、熊谷薫、熊谷幸子、熊谷清郎、熊谷芳郎

2 通知の内容を掲示した場所 宮古市役所